

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(内閣府 南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン)

地震調査研究推進本部の発表によると、南海トラフでは、マグニチュード8～9クラスの地震が今後30年以内に発生する確率は80%程度（R7.1.1時点）とされており、南海トラフ沿いの地域では、大規模地震発生切迫性が指摘されている。

また、姫島村で発生する可能性のある地震のうち、最大の被害が出るものは周防灘断層群主部による地震である。

(津波：ハザードマップ)

大分県地震被害想定（H31.3月）によると、当会が立地する姫島村は、周防灘断層群主部による地震発生時、最大震度5強、最大5mの地震及び津波が想定されている。

また、同地震発生時の津波による建物被害は全壊58棟、半壊516棟である。

さらに、堤防が機能しない場合の津波による人的被害（冬5時）は、死者数139人、重傷者103人、軽傷者199人となっており、甚大な被害が予想される。



【 西 側 】



【 東 側 】

(土砂災害：ハザードマップ)

当商工会地域は、西から達磨山、城山、丘陵部（大海・金・稲積）と、それぞれ急傾斜地崩壊危険区域や崩落危険箇所となっている。近年、多発している集中豪雨の発生状況などを鑑みると細心の注意を払っていく必要がある。

(洪水)

姫島には河川がないため、洪水のハザードマップは存在しない。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況（令和3年経済センサス）

- ・商工業者等数 90人（うち小規模事業者数 86人）

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商 工 業 者	建設業	16	16	管内に広く分散している
	製造業	8	8	中心部に集中している
	卸小売業	30	27	中心部に集中している
	飲食宿泊業	13	13	中心部に集中している
	サービス業	12	12	中心部に集中している
	その他	11	10	中心部に集中している
合計		90	86	

(3) これまでの取組

①当村の取組

- ・防災計画の策定  
姫島村地域防災計画（地震・津波対策、H30.3）  
姫島村地域防災計画（風水害等その他の災害対策、H30.3）
- ・防災パトロールの実施（年1回）村内危険区域巡視
- ・防災訓練の実施  
県下一斉避難行動訓練（県民防災アクションデー・年2回） 村内一円  
緊急地震速報訓練（年2回、6月・11月）  
全国瞬時警報システム全国一斉伝達試験（年4回、2月・5月・8月・12月）
- ・姫島村新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

②当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・大分県火災共済等と連携した損害保険への加入促進
- ・備蓄品（非常食・懐中電灯・飲料水・救急医薬品等）

II 課題

現状では、緊急時の取組について、また協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足しているという課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、本会と姫島村との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当村の役割分担、体制を整理し連携して以下の事業を実施する。

### < 1. 事前の対策 >

本計画に沿って、発災時に混乱なく自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

#### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回時にハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組みや対策（休業への備え、損害保険や共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や村報、ウェブサイトにおいて国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険等の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

#### 2) 商工会単体の事業継続計画の作成

- ・本会は令和3年事業継続計画を作成（別添：令和7年1月更新）

#### 3) 関係団体等との連携

- ・大分県火災共済協同組合及びあいおいニッセイ同和損保㈱の代理店に連携協力を求め、会員事業者以外も対象とした事業継続力強化普及啓発セミナーの開催や損害保険の紹介、情報提供を行う。
- ・関係機関が作成した事業継続力強化のための普及啓発ポスター等を掲示するほか、関係機関が開催するセミナー等についても小規模事業者へ周知し積極的な参加を促す。
- ・小規模事業者が策定した防災・減災の事前対策に関する計画について、事業継続力強化計画の認定に向けた支援を関係団体及び協力先保険会社と連携して行う。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

#### 4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認  
本会職員による巡回時に、小規模事業者の事業者BCP等取組状況の進捗について確認するとともに、早期の実施を促す。
- ・協議会の設置による本事業の進捗管理と見直しの推進

本会が行う「事業継続力強化支援事業」を効果的かつ実効性のあるものとして展開していくため、「姫島村地域防災会議」（構成員：当会、当村等）に参加し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度5強の地震）が発生したと仮定し、当村との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には人命救助を第一に考え、その上で次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡して情報共有を行う。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に職員の安否確認を行う。（SNS等を利用して安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況等を当会と当村で情報共有する）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、姫島村における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・まず、職員自身の安全確保を最優先し、職員自身の判断で命の危険を感じる場合は出勤せず自宅にて待機する。通勤経路等の安全確認を行い、警報解除後に出勤する。
- ・地区内小規模事業者等の大まかな被害状況を確認するため、商工会役職員、青年部・女性部による情報収集を行い1~2日以内に姫島村へ報告するとともに、商工会災害システム（全国連版）を活用し情報共有する。
- ・本会と姫島村との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。
- ・本会と姫島村が共有した被害情報を、本会から大分県商工会連合会を経由し大分県へ報告する。その他緊急な連絡については、姫島村から直接大分県へ報告する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当村は以下の間隔で被害情報等を共有する。

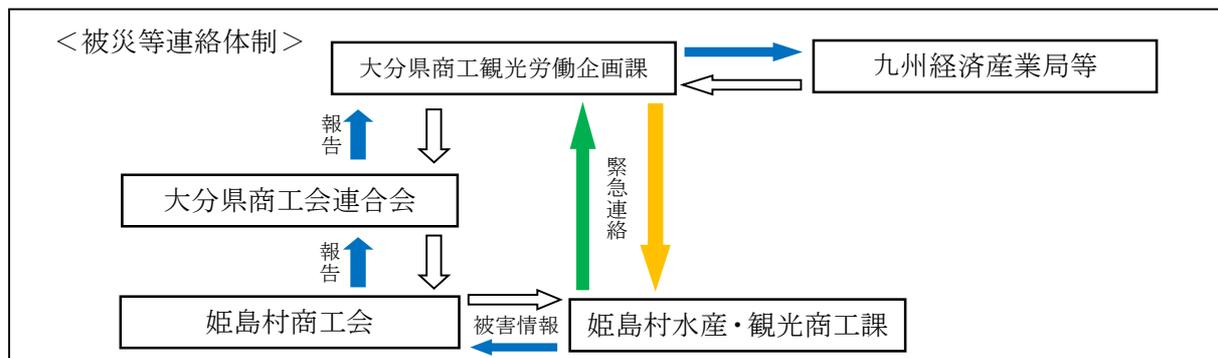
発災後～1週間	1日に2回程度共有する
1週間～1か月	1日に1回程度共有する

1か月以降	3日に1回程度共有する
3か月以降	1週間に1回程度共有する

・当村で取りまとめた「姫島村新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

### < 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制及び調査体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。体制図は下記のとおりである。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについては、姫島村災害対策本部の指示に従いながら、本会と姫島村水産・観光商工振興課が協議のうえ決定する。
- ・本会と姫島村は、「被害算定の例について（中小企業庁小規模企業振興課）」を参考にするとともに、村役場内の関係部署（観光商工振興課、総務課等）との連携により、速やかに被害状況の確認や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定を行うものとする。
- ・本会と姫島村が共有した被害情報を、本会から大分県商工会連合会を経由し大分県へ報告する。その他緊急な連絡については、姫島村から直接大分県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当村が共有した情報を大分県の指定する方法にて当会又は当村より大分県へ報告する。



### < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設・運営方法について、姫島村と協議する（本会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、大分県及び姫島村の施策）について、地区内小規模事業者へ本会のホームページに掲載するとともに、巡回等で周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

### < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

大分県の方針に沿って、復旧・復興支援の方針を決定し、被災小規模事業者に対し経営相談窓口を開設して次の支援を行う。なお被害規模が大きく、本会職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を隣接商工会、大分県商工会連合会、大分県に要請する。

- ・給与支払い、仕入資金、借入金の返済、融資等についての相談
- ・店舗・工場、機械・備品等の復旧にかかる相談
- ・共済金・保険金の請求に関する相談（本会の紹介による共済金等契約のみ）
- ・小規模事業者の復旧・復興に向けた助成金等の事業計画策定支援等

#### ※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大分県へ報告する。

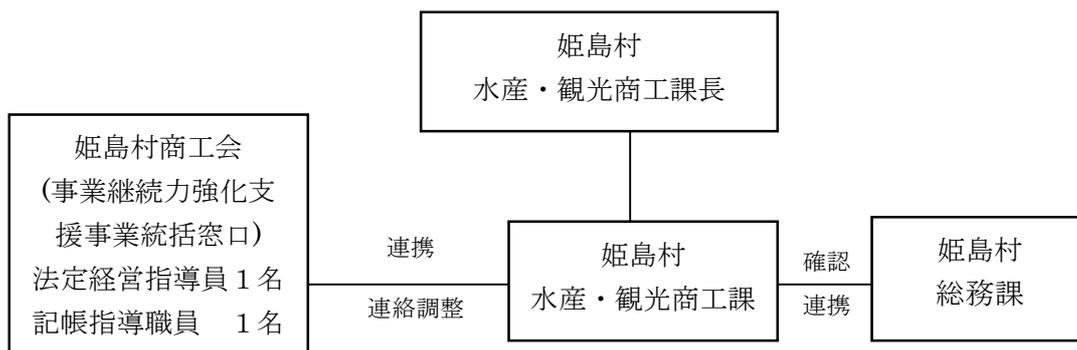
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年1月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 当該経営指導員の氏名、連絡先

■氏名： 後藤雄二

■連絡先： 姫島村商工会 TEL 0978-87-3026

② 当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

法定経営指導員は、以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会、関係市町村連絡先

① 姫島村商工会

〒872-1501 大分県東国東郡姫島村2023番地15

(電話) 0978-87-3026

(メール) info@himeshima.oita-shokokai.or.jp

② 姫島村 水産・観光商工課

〒872-1501 大分県東国東郡姫島村1630番地1

(電話) 0978-87-2279

(メール) suikan01@vill.himeshima.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大分県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	50	50	50	50	50
専門家派遣	15	15	15	15	15
セミナー開催	35	35	35	35	35

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、姫島村補助金、大分県補助金、等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等